

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第47号）（総合企画局国際都市共創推進室）

本市の国際親善交流の発展を目的として、姉妹都市交流事業の実施に必要な財源に充てるため、次のとおり、事業補助等国際親善交流基金の一部を処分することとしました。

基金名	改正前	改正後
事業補助等国際親善交流基金	516,662,250 円	504,896,128 円

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第47号

京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例

京都市国際親善交流基金条例の一部を次のように改正する。

別表事業補助等国際親善交流基金の項中「516, 662, 250」を「504, 896, 128」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総合企画局国際都市共創推進室)